

令和4年度弘前市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託公募型プロポーザル
質問書に対する回答

項番	該当資料	質問内容	回答
1	実施要領 3ページ	6. 企画提案書の作成及び提出 (1) 提出書類に関して企画提案書とは別に、よりイメージをお持ちいただきやすいよう受診勧奨通知物のサンプル提出は可能でしょうか。	受診勧奨通知物のサンプル提出は可能です。
2	実施要領 3ページ	7. 審査方法及び評価基準 (3) 審査方法及び評価基準 ア 審査方法に関してプレゼンテーション実施に際して、プロジェクター（審査委員会が予め設営を準備）に加え、投影用スクリーンも弘前市様にてご準備をいただく想定で正しいでしょうか。 (PCのみ事業者側にて持参をする想定で間違いはないでしょうか。)	プロジェクター、投影用スクリーン、HDMIケーブル（10m）、PC用電源コンセント（1台分）を準備します。 ※プレゼンテーション実施にあたり、その他の物品が必要となる場合、事業者側で準備をお願いします。
3	実施要領 3ページ	6. 企画書提案書の作成及び提出 (1) 提出書類 ア 企画提案書は「12ポイントA4サイズ長辺綴じにしてください。」とありますが、企画提案書の表紙、ページ番号やグラフ内の文字などにおいて、可読性を意識した結果、12ポイントよりも小さいフォントサイズで表現すべき点（表紙は12ポイントよりも大きい）もありますが、提出書類のフォントサイズは一律12ポイントということでしょうか。	12ポイントのフォントサイズを基本として作成をお願いします。 ただし、表紙、ページ番号、グラフ内の文字などは、可読できるフォントサイズであれば変更可能とします。
4	実施要領 3、4ページ	6. 企画書に作成及び提出 (1) ア 7. 審査方法及び評価基準 (3) ア ① 提出書類のうち企画提案書の副本8部の表紙は会社名が推測できないように作成してくださいとあり、また審査方法について、提案者を特定することができる内容は伏せることとありますが、企画提案書の内容全般に関して会社名の記載は控えるという認識でよろしいでしょうか。	企画提案書の内容全般に関して会社名の記載は控えるようにお願いします。

項番	該当資料	質問内容	回答
5	実施要領 4ページ	7. 審査方法及び評価基準 (3) ア 審査方法について、プレゼンテーション及び 質疑応答による審査を行うと記載がありますが、 指定会場へのプレゼンテーション出席に加え、 オンライン形式での参加も可能でしょうか。	上限人数の3名以内であれば、指定会場に1 ～2名参加し、他にオンライン形式で参加す ることも可能とします。 ただし、オンライン形式で参加するための物 品、通信機器等は事業者側で準備をお願いし ます。 なお、プレゼンテーション会場として予定し ている場所は、国内大手の通信キャリアであ れば電波がつながる場所となっています。 (プレゼンテーション時、確実に電波がつな がることを保障するものではありません)
6	実施要領 別添1 仕様書 2ページ	4. 業務内容_ (3) 通知勧奨業務_①対象者 より「令和3年度までのKDBデータ」と記 載がありますが、「令和3年度までの3年分 のデータ」をご提供いただけるという想定で 宜しいでしょうか。 ※別添2のプロポーザル評価基準書にて「過 去3年度連続して未受診の国保加入者」との 記載がありましたので、3年分と予測しまし た。	「令和3年度までの3年分のデータ」を提供 する想定となっております。
7	実施要領 別添1 仕様書 3ページ	5. 提供データ_(1) 対象者抽出用より 追加データのご提供について、貴市の実施 (指定) 医療機関一覧の住所などが掲載され ているデータをご提供いただくことは可能で しょうか。	当市の実施医療機関一覧の住所などが掲載さ れているデータを提供可能です。
8	実施要領 別添1 仕様書 3ページ	5. 提供データ (3) 効果検証用の②特定健 診結果データ(FKAC167)は、「※効果検証の 2か月前程度の時点」の情報を提供いただ くとのことですが、提供時期も効果検証の2 か月前と想定すればよろしいでしょうか。 (仮に3月に効果検証予定の場合は1月にご 提供いただく)	特定健診結果データ(FKAC167)は、3月に効 果検証予定の場合、1月に提供することが可 能です。 なお、具体的な提供時期は受注者が決まり次 第、協議し、決定します。
9	実施要領 別添1 仕様書 別紙1	直近3年間(令和元年度から令和3年度)の男 女別・年齢階層別の特定健診対象者数及び受 診率について、集計されておりましたらご教 示いただけますでしょうか。	令和元・2年度は「別紙1」を参照願いま す。 (令和3年度は法定報告前のため、未集計で す)

項番	該当資料	質問内容	回答
10	実施要領 別添2 評価 基準書	<p>評価項目2 受診率向上実績</p> <p>評価基準 過去5か年度（平成29年度から令和3年度）に国保特定健診の受診勧奨業務を行い、受診率を向上させた実績があるか。に関して厳密かつ公正にご判断いただくため、受診率向上（上昇率）値は厚労省が公開済みの平成29年度から令和2年度までの「法定報告値」を基準に記載をする理解で正しいでしょうか。</p> <p>（事業者によって受診率の算出方法が異なる可能性があるため、国が定める同一の定義でご判断をいただく理解で間違いはないでしょうか。）</p>	<p>①平成29年度から令和2年度までの受診率向上（上昇率）値は、厚労省が公開済みの「法定報告値」を基準に記載をお願いします。</p> <p>②令和3年度の受診率向上（上昇率）値は、見込みで記載をお願いします。（事業者によって受診率の算出方法が異なっても結構です）</p>
11	-	<p>特定健診実施スケジュールについて、令和4年度の受診券送付予定時期及び個別健診と集団健診の実施期間についてご教示ください。</p>	<p>「別紙2」を参照願います。</p> <p>（「令和4年度健康と福祉ごよみ」からの抜粋となります）</p>
12	-	<p>個別健診と集団健診のどちらの方が受診者が多いのか、それぞれの受診割合について情報がございましたら、ご教示ください。</p>	<p>令和元・2年度ともに、個別健診が約7割、集団健診が約3割となっています。（平成30年度以前も同様の傾向となっています）</p>